

うす お家ですごそう

～医療処置のある子どもの在宅支援のために～



このパンフレットは、医療処置の必要な子どもたちが、今ある社会資源・サービスを最大限に有効活用して、子どもたちとその家族が地域で豊かに過ごすことができるように支援するために作成したものです。

健康を保つ医療の関わり、生活を支える福祉の関わり、子どもの発達を促す教育の関わり、子どものライフステージにあった支援の手がかりを織り込みました。

さまざまな資源やサービスをつなげていくことが、次の子どもたちの支援への輪となっていきます。あなたもこの在宅ケアと一緒に取り組みませんか。



社団法人 全国訪問看護事業協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目3番12号 茗丁目参番館
TEL.03-3351-5898 FAX.03-3351-5938

利用できる社会資源やサービスの種類

医療処置を必要としながら在宅で過ごす子どもや家族には、療養生活を継続する上での様々な支援が必要となります。在宅で過ごす子どもや家族が利用できる主な社会資源やサービスは、以下のとおりです。尚、地域によって利用の状況が異なることがありますので注意してください。

在宅で生活するために…

居宅介護（ホームヘルプ）

ヘルパーが入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

訪問入浴サービス

訪問により居宅での入浴サービスを提供します。

短期入所（ショートステイ）

介護者が病気などの場合、障がい者支援施設、児童福祉施設などに短期間の入所をさせ、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある子どもの外出のための支援を行うサービスです。



補装具費支給制度

身体障がいのある子どもの障がいを補うため、車いすなどの補装具の購入や修理の費用を支給します。

日常生活用具給付事業

障がいのある子どもに日常生活用具の給付又は貸与を行うサービスです。

生活サポート事業

障がいのある子どもに、一時的な介護サービス（一時預かり、外出援助、送迎等）を提供します。

困ったときには…



障がい児・者相談支援事業

障がいのある方、その家族などからの相談に応じ、必要な情報提供や援助を行います。

※身近な相談支援事業者がわからない場合には、お近くの市区町村の障がい福祉の窓口へお問い合わせください。

市区町村の障がい者福祉・児童福祉担当部署（福祉事務所）

児童・母子・障がい者福祉などの総合窓口として相談対応、必要な援護・指導を行う市区町村の部署です。

保健所・保健センター

保健師などが健康などに関する相談、情報提供を行います。

家族の会等のサポートグループ

障がいのある子どもの家族などが情報や悩みの共有するための組織です。

児童相談所

家庭や学校などからの子どもの様々な問題に関する相談対応、子どもの一時保護を行う施設です。

